

処分名	食事療養標準負担額差額の支給
標準処理期間	75日
根拠	規則第37条、条例施行規則第14条
審査基準	<p>(規則第37条)</p> <p>(食事療養標準負担額の減額に関する特例)</p> <p>第三十七条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、保険医療機関において、第六十七条第四項の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の法第七十四条第二項に規定する食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を支払った場合であって、当該確認を受けなかったことがやむを得ないものと認めるときは、その食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったとすれば支払うべきであった食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として被保険者に支給することができる。</p> <p>2 前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。</p> <p>一 被保険者番号</p> <p>二 氏名及び個人番号</p> <p>三 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地</p> <p>四 食事療養について支払った食事療養標準負担額</p> <p>五 食事療養を受けた被保険者の入院期間</p> <p>六 第六十七条第四項の認定を受けていることの確認を受けなかった理由</p> <p>七 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）</p> <p>3 前項の申請書には、同項第四号に掲げる食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(条例施行規則)</p> <p>(食事療養標準負担額差額の支給の申請等)</p>

第14条 省令第37条第2項の規定により食事療養標準負担額差額の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。